

議 会 議 案 第 6 号

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた諸課題の検討を速やかに進めるとともにあらゆる形態の差別撤廃に向けた環境整備を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた諸課題の検討を速やかに進めるとともにあらゆる形態の差別撤廃に向けた環境整備を求める意見書を次のとおり提出する。

令和5年12月21日提出

市民福祉委員会

委員長 白 川 誉

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた諸課題の検討を速やかに進めるとともにあらゆる形態の差別撤廃に向けた環境整備を求める意見書

1979年、国連はあらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本は1985年、この条約を批准した。さらに1999年、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、附属の条約として個人通報制度と調査制度を認めた女性差別撤廃条約選択議定書が国連で採択されたが、2023年現在、条約批准189か国のうち115か国が批准している中で日本はまだこれを批准していない。

このような日本政府の立場について、第1回女子差別撤廃委員会最終見解への対応に関するワーキング・グループ外務省説明資料には、個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度と認識されているが、受入

れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識され、受入れの是非については、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、引き続き政府として真剣に検討を進めているところであると示されている。

一方、第5次男女共同参画基本計画では、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣に検討を進める」と明記しており、さらにはSDGsの17目標の5として「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児の能力を伸ばし可能性を広げよう」と定められ、日本政府も2030年の目標達成を目指し、積極的な取組を進めているところである。

また、近年インターネットに代表される情報通信技術の急激な進展により、SNS等が飛躍的に普及・浸透しているが、その一方では、同和問題をはじめ、子供、女性、高齢者、障害者、外国人等に対する人権侵害や、極めて陰湿な許しがたい誹謗中傷が増加の一途をたどり、昨年、インターネット上の誹謗中傷が社会問題となっていることを契機として、侮辱罪を厳罰化する改正刑法が施行されたところであるが、今なお、多種多様な人権侵害が後を絶たない実情となっている。

このような状況下において、女性差別撤廃条約選択議定書に関しては、批准に向けた諸課題の真剣かつ速やかな検討とともに、女性差別だけに限定するのではなく、あらゆる差別の撤廃に向けた我が国の司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日

新居浜市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

宛

外務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

総務大臣

提案理由

口頭説明